明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（法務三四）　一
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三九）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四〇）　三
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務三）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二九〇）　五
○除籍が滅失した件（法務二一四、二一五）　六
○日本国に帰化を許可する件（同二一六）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働二五二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局八〇、八一）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一八七）　七
○道路に関する件（四国地方整備局八三）　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、公示送達関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○法務省令第三十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項及び更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二十二日　法務大臣　齋藤　健

保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

（保護観察所組織規則の一部改正）

第一条　保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（首席保護観察官の職務）	（首席保護観察官の職務）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けてその裁判が確定するまでの者及び勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものの生活環境の調整に関すること。	八　刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整に関すること。
［九・十　略］	［九・十　同上］
十一　更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関すること。	［号を加える。］
十二　更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関すること（企画調整課及び民間活動支援専門官の所掌に属するものを除く。）。	［号を加える。］
十三　［略］	十一　［同上］
十四　［略］	十二　［同上］
十五　［略］	十三　［同上］
十六　宿泊型保護事業の助長及び監督に関すること。	十四　継続保護事業の助長及び監督に関すること。
十七　［略］	十五　［同上］
十八　［略］	十六　［同上］